

平成26年度第8回庁議 会議録

[日 時] 平成26年2月14日（金） 9時～10時20分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告 (企画部・市民部・福祉部・経済部・建設部)

(2) 市税の歳入見込みについて (総務部)

(3) 平成26年度施政方針(案)について (企画部)

3 連絡事項

(1) 平成26年度の定員管理計画について (総務部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

本日の庁議議題にもありますように、市議会定例会が、2月24日に開会予定です。会派説明については、一昨日から本日午後にかけて開催され、そこでも質疑応答があったと思いますが、市議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

市議会定例会提出議案について

市長	<p>それでは、議事に入る。市議会定例会提出議案についての説明の前に、企画部、市民部、福祉部、経済部、建設部から会派説明の報告をお願いする。</p>
企画部長	<p>企画部からは、平成26年度当初予算及び平成25年度2月補正予算と総合文化施設の2項目について会派説明を行った。</p> <p>まず、地産食材六次産業化推進事業費について、給食食材として納入することだが、この事業により、現在、給食食材を卸している業者が商売としてなりたたなくなるおそれがあるが、そのあたりの兼ね合いはどうか。</p> <p>次に、エンゼルヘルパー派遣事業費について、10回を限度とのことだが、この数はどこからきたのか。都市計画策定費で駅南地区整備計画策定とあるが、協議会の答申が出たから策定するのか。32街区は活用が見通せているので購入するのか。新居浜市耕作放棄地解消促進事業費だが、大型トラクター購入を補助して耕作放棄地を耕すということだが、土地の所有者にも利用負担がかかり、今まで放っているところを耕すからお金を出せといってもなかなか出さないとと思うが、その辺りはつめているのか。防災拠点施設建設推進費だが、水道局はどうなっているのか。ふるさと応援寄附金推進費だが、米子市は「がいなよなご応援基金」に寄附金を入れてそこからPR費を出しているがどうか。市有財産整備費だが、媒介手数料は32街区以外に大きなものを想定しているのか。総合運動公園推進費について事業年度等大筋は決まっているのか。定住人口拡大推進費について25年度の実績は。対象者についてももう少し緩和することはできないのか。庁舎敷地内コンビニ誘致事業について、誘致後市役所利用者への駐車場代替地は考えているのか。コンビニ誘致後売店はどうなるのかという質問が出された。</p> <p>また、子育て用品リユース・リース補助事業費について、全国的に実施しているが、リユースは利用率が少ない。地域子育て支援拠点のような施設を利用し、必要な方に必要な分を提供し活用できるような今後の活動にしていきたいとの意見が出された。</p> <p>次に、総合文化施設については、美術館の展覧会を開催するには2千万円では足りないと思う。となるとまだまだ経費は増える方向になるのではないかと。建設にかかわる経費が説明のたびに増えていくイメージがあるとの意見が出された。</p> <p>また、小学生や中学生などへアプローチをしていくとのことだが、そこには事業費が発生するのではないかとという質問が出された。</p> <p>美術館については、学芸員の専門的な高い能力が必要でありそういう人を雇うのは経費がかかる。必要な経費については、提示した積算であっているのか疑問である。開示した数字にしばられていると思うので、この際再計算して、</p>

<p>市民部長</p>	<p>実際に係る経費を出してほしい。すでに説明をいただいている数字はもちろん尊重しなければいけないが、実際にやってみると想定外の経費も必ず出てくるし、必要なものは必要である。不確定要素もあります、と言ったほうがよいのではないかという意見が出された。</p> <p>また、美術館の人員体制はどのように考えているのか。美術館やその他の施設にはそれぞれ設置すべき人材があると思う。そういう人材をおけるものなのかという質問が出された。</p> <p>市民部からは、地域コミュニティ再生に伴う事業について会派説明を行った。</p> <p>LED防犯灯に取り替えるときに、主要道路の何箇所かに1箇所ごとに防犯カメラを併用することができるのかどうか検討する必要があるのではないか。今までの「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」630万円はなくなるのか。今まではつかみあてがいであったが、こういう事業をするからお金をくださいということになったのか。全部LEDにした自治会があるが、救済してくれるのか。業者が取り替えた後の管理は、どうするのか。</p> <p>また、自治会で書類の書き方やどのような事業に取り組むのかわからない場合もあるため、事業例の提示チラシをうまく作るとか、書類の書き方の丁寧な説明とか、制度の内容を丁寧に教えてほしいという意見が出された。</p>
<p>経済部</p>	<p>経済部からは、中小企業の振興及び企業立地の促進について会派説明を行った。</p> <p>新居浜市中小企業振興条例の新事業展開事業及び新居浜市企業立地促進条例の成長分野促進奨励金について、企業の新しい事業への参入は最低1億円かかるが、少額の補助で新事業をする企業があるのかとの質疑に対し、補助金額の多い国の補助制度等もあるので、それらを活用するための足掛かりとして、市の制度を利用してもらいたいと回答。</p> <p>中小企業振興条例の雇用促進事業と企業立地促進条例の雇用促進奨励金があるが、重複して支出するのかとの質疑に対し、企業立地促進奨励金は、新規立地を伴う場合に支出するものであるため、重複して支出はしないと回答。</p> <p>市場開拓事業及び催物事業について、新居浜ものづくりブランドに認定されれば、販路開拓に使用する費用は助成されるのかとの質疑に対し、大型見本市等への出展を想定しており、個別の営業活動に係る経費は対象としていないと回答。</p> <p>基金の積立てはどれくらいを想定しているのかとの質疑に対し、機械産業協同組合の話として200万から300万円を想定していると回答。</p> <p>それだけでは、事業実施に必要な金額は確保されない。市としても積立てる</p>

建設部長	<p>必要があると思う。えひめ東予産業創造センターと新居浜ものづくり人材育成協会は、一本化して取り組まないと、今後組織運営自体が立ち行かなくなると思うなどの意見も出された。</p> <p>建設部からは、市営住宅使用料及び市営住宅共益費の時効にかかる不納欠損について会派説明を行った。</p> <p>その結果、使用料は以前から公債権として扱っているのか。共益費も公債権か？共益費の督促を出していないのはなぜかという質問が出された。</p> <p>また、法的に請求できない5年を過ぎた債権は不納欠損処理した方がよい。取れない債権をいつまでも残すことは問題があるといった質問や意見が出された。</p>
福祉部長	<p>福祉部からは、地域コミュニティ再生に伴う事業（敬老地域ふれあい事業）について会派説明を行った。</p> <p>敬老地域ふれあい事業は、補助金の審査もあるのか。敬老地域ふれあい事業は、200人の参加でも3万円か。交付先は、単位自治会ごとか。敬老地域ふれあい事業についてであるが、自治会員でない70歳以上の方が自治会と別枠でやりたい、また一緒にしてほしいという場合、自治会員でない方も対象とするのかなどの質問が出された。</p>
市長	<p>それでは、議案に沿って、建設部、消防本部と順番に説明をお願いします。</p>
建設部長	<p>建設部からは、報告2件、一般議案1件、条例議案1件について説明する。</p> <p>まず、報告第1号、「専決処分の報告」につきましては、「市営住宅明渡等請求事件に関する調停に代わる決定について」で、本件は、平成25年8月14日、市営住宅の長期家賃滞納者である入居者5人及び連帯保証人8人を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起しており、このうち入居者1人及び連帯保証人2人について、同年12月12日に裁判所の職権により事件が調停に付され、同月26日、民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定が行われた。</p> <p>この決定内容について、訴訟代理人と協議した結果、住宅の明渡し及び滞納家賃等の全額支払という市の基本的な意向のうち、滞納家賃等の全額支払という最低限の意向が確保されたことから、当該決定を受諾し、異議の申立てを行わないことを、平成26年1月7日、専決処分をし、報告するものである。</p> <p>次に、報告第2号、「専決処分の報告」については、「訴訟上の和解について」で、本件は、先ほどの報告第1号、専決処分の報告の中で御説明した入居者5</p>

<p>消防長</p>	<p>人及び連帯保証人8人のうち、入居者1人について、裁判所から訴訟上の和解の勧告がなされ、滞納家賃等を全額一括で支払うことを条件に、賃貸借契約を従来どおり継続させるという旨の和解内容が提示され、これに基づき、訴訟代理人と協議した結果、住宅の明渡し及び滞納家賃等の全額支払という市の基本的な意向のうち、滞納家賃等の全額支払という最低限の意向が確保されたことから、和解に応じることとし、平成26年1月20日、専決処分をし、報告するものである。</p> <p>次に、議案第1号、「市道路線の認定」については、今回認定しようとする路線は、5路線で、路線番号1068号から1072号までのこれらの5路線は、全て開発道路で寄附を受けたものである。</p> <p>なお、今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は1072路線、総延長は約521kmとなる。</p> <p>次に、議案第16号、「新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、新居浜駅前土地区画整理事業の進捗による組織機構改革に伴い、当該事業の事務所が市役所本庁舎内に移転するため、「新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業施行規程に関する条例」第5条に規定している「事務所の所在地」を「新居浜市一宮町一丁目5番1号」に改めようとするものである。</p> <p>なお、この条例は、本庁舎で業務を開始する平成26年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>消防本部からは、報告第3号並びに議案第18号及び追加予定議案について説明する。</p> <p>まず、報告第3号、「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定について」で、本件は、平成25年11月9日午前11時30分頃、一宮町一丁目の新居浜市消防本部庁舎前において、愛媛県所有の地震体験車のステージ扉を収納しようとした際、当該ステージ扉がステージ横断用スロープを圧迫し、当該スロープを破損させたことに係る損害賠償の額を決定し、平成26年1月22日、専決処分をし、報告するものである。</p> <p>損害賠償の額については、当事者との協議により、車両の修理に要する費用、「4万7,250円」と決定したものである。</p> <p>消防車両等における操作については、平素から取扱いマニュアルに従って作業を行い、安全管理を徹底するよう指導しているところであるが、今後なお一層、基本操作の励行について、周知徹底を図るとともに、強く指導していく。</p> <p>次に、議案第18号、「新居浜市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、市町村が設置する消防本部及び消防署</p>
------------	---

における消防長及び消防署長の資格に関する基準については、これまで、「消防組織法」第15条第2項の規定により、「政令で定める資格を有する者でなければならない。」とされているが、昨年6月に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「消防組織法」の一部が改正され、当該基準が「政令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格を有する者」に改められたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容については、本条例に「消防長の資格」及び「消防署長の資格」として、新たに2条を追加するとともに、それに伴う必要な条文整備を行うものである。

消防長及び消防署長の資格要件については、現状において任命が適正に行われ、特段の課題が生じていないことや、これまでの任命実績等を勘案し、「政令で定める基準」を参酌した結果、本市の実情に応じた資格要件となっている。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

次に、追加予定議案、「新居浜市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、同施行令の別表に定められており、消防団員等公務災害補償等共済基金等が一部引き上げられる予定に伴うものである。

条例の改正の内容については、団員での階級にある者で、勤務年数が5年以上から10年未満までに該当する者に支給する退職報奨金の額を、現行の額から5万6千円引き上げ、その他の階級にある者については、勤務年数が5年以上の者すべての者に支給する退職報奨金の額を、現行の額からそれぞれ5万円引き上げようとするものである。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

総務部長

総務部からは、議案第2号から議案第8号までの7件と追加提出予定の人事議案について説明する。

まず、議案第2号、「工事請負契約の変更」については、「新居浜市総合文化施設建設工事」の請負契約の変更で、建設資材の調達遅延等が生じたことから、工事期間について、「平成25年3月22日から平成26年3月31日まで」を「平成25年3月22日から平成27年1月30日まで」に変更するものである。

次に、議案第3号、「工事施行協定の変更」については、「予讃線新居浜駅南北自由通路新設工事」の施行協定の変更で、入札減少金が生じたことから、委託金額を当初の10億7,423万3,000円から8,299万4,000円、

減額し、9億9,123万9,000円に変更しようとするものである。

次に、議案第4号、「新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、今回の改正は、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正」に伴うもので、一般職の非常勤職員についても、育児休業、部分休業を取得できるようになり、主な内容としては、第2条関係では、在職期間など一定の要件を満たす非常勤職員には育児休業が認められることとなり、育児休業の取得可能期間を、原則として子が1歳まで、特に必要と認められる場合等には1歳6か月までとすることを規定している。

第3条では、育児休業の取得回数は、原則1回に限られているが、1歳から1歳6か月までの育児休業をしようとする場合などは再度の育児休業の取得を認めることとしており、第19条では非常勤職員の部分休業の取得について規定している。以上が主な内容で、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第5号、「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、今回の改正内容は、特勤手当の新設についてで、現在、旧新居浜市から別子山地区に通勤している職員は、車などにかかる経済的負担や特に冬場の通勤時の精神的負担などを強いられており、国や愛媛県の給与制度に準じ、特勤手当を新設し、給料月額と扶養手当の合計額に100分の6を超えない範囲で、規則で定める率を乗じた額を支給しようとするものである。

なお、特勤手当の支給対象職員は、別子山地域以外から別子山地域の市の出先機関等に通勤する職員とし、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第6号、「新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、今回の改正は、国家公務員退職手当法の一部改正に準じ、職員の年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を目的に、従来の勧奨退職制度を廃止し、新たに、「早期退職募集制度」を導入するとともに、勤続期間が20年以上であり、且つ45歳以上の職員を対象とした「定年前早期退職特例措置」として、適用年齢の下限を45歳とし、定年前1年につき、退職手当の割増率を3%に拡充しようとするものである。

この条例については、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第7号、「新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の制定については、今回の改正は、個人の市県民税の前納報奨金制度を廃止しようとするもので、現在、前納報奨金制度は、特別徴収により徴収される納税義務者には適用がないことから、納税義務者間に、不公平感が生じている状況となっている。

また、愛媛県では、平成27年度から個人住民税の特別徴収を完全実施する予定であり、現在、県内の特別徴収義務者である事業主に対し、従業員等からの特別徴収完全実施について周知を行っている。

このようなことから、平成27年度以降、特別徴収の方法による納税義務者が、ますます増加するため、県による個人住民税特別徴収の完全実施に併せ、前納報奨金制度を廃止しようとするものである。

次に、第76条の改正については、固定資産評価員の「職」及び「報酬の支給」について明確化を図るため、今回の改正に併せて行うもので、76条の改正により影響を受けることとなる他の条例については、本条例の附則において改正を行うこととしている。なお、この条例は、平成27年4月1日から施行し、第76条に2項を加える改正規定及び附則第2項から第4項までの規定は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第8号、「新居浜市手数料条例の一部を改正する条例」の制定については、今回の改正は、新たに固定資産に係る備付け地図の写しの交付等について、手数料1件につき300円を徴収するため、及び「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」が一部改正されることに伴い、危険物規制事務に係る手数料の額を改定しようとするものである。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行し、改正後の危険物関係の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る手数料について適用したいと考えている。

次に、追加提出予定の人事議案のうち、新居浜市監査委員の選任及び新居浜市公平委員会の委員の選任については、加藤 哲氏及び原 敏彦氏の任期満了に伴い、新たに監査委員、公平委員会の委員の選任を必要とするため、それぞれ議会の同意を求めるものである。また、新居浜港務局の監事の任命については、神野和彦氏の任期満了に伴い、新たに監事の任命を必要とするため議会の同意を求めるものである。

企画部長

企画部からは、議案第9号及び議案第11号並びに予算議案について説明する。

まず、議案第9号、「新居浜市美術品購入基金条例」の制定については、本議案は、美術品を円滑かつ効率的に購入することを目的とした基金を設置するため、条例を制定しようとするものである。

条例の内容としては、第1条では設置目的、第2条では基金の額、第3条では基金の運用方法、第4条では基金の管理方法、第5条では基金の運用から生じる収益の処理方法、第6条では財政上必要がある場合、基金の繰替運用ができること、第7条では条例の施行に関する必要事項の委任についてそれぞれ定

めるものである。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第11号、「新居浜市消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例」の制定については、本議案は、平成26年4月1日から消費税率が8パーセントに引き上げられることに伴い、市が徴収する使用料、手数料等のうち、確定申告を提出し、消費税を納付する必要があるもの等について、その額等を改定しようとするものである。

今回改正する関係条例は、「新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」、「新居浜市商業振興施設設置及び管理条例」、「新居浜市下水道条例」、「新居浜市水道事業給水条例」及び「新居浜市工業用水道事業管理及び給水に関する条例」で、増税分を適正に転嫁することとしている。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行し、附則第2項から第7項までに規定する経過措置により、それぞれ適用したいと考えている。

次に、議案第19号から議案第28号までの、平成26年度当初予算議案について、「平成26年度当初予算(案)の概要」に沿って、一括して説明する。

まず、予算規模は、一般会計については、468億1,627万8千円、対前年度比で、7億3,412万6千円、1.5%の減とするものである。

次に、特別会計については、353億2,192万円で、対前年度比3億1,394万1千円、0.9%の増となっている。

企業会計については、後ほど説明があるが、41億4,388万7千円で、2億6,847万6千円、6.1%の減、全会計では6億8,866万1千円、0.8%の減となっている。

次に、歳入の主な項目については、まず、個人市民税は、均等割額の500円引上げ等により、増加の見込みとなっており、法人市民税についても、輸出環境の改善や経済対策等により増加の見込みとなっている。市民税全体では、前年度当初予算との対比で、9,419万3千円、1.3%の増額を見込んでおり、71億2,493万7千円とするものである。

固定資産税については、地価の下落傾向は続いているが、家屋・償却を合わせて、全体では、8,722万2千円、1.0%の増額を見込み、87億9,878万1千円とするものである。

これらにより、市税全体では前年度比1.0%増の、182億6,494万7千円とするものである。

地方交付税については、地方財政計画において臨時財政対策債発行額が抑制されたことなどにより、対前年度比で4億円、6.9%増の61億8,000万円を見込んでいる。

市債については、総合文化施設建設事業等の旧合併特例債や、別子山地区飲

料水供給施設整備事業の過疎対策事業債、臨時財政対策債の減少などによって、全体では、対前年度比で22億4,810万円、37.1%の減となる38億1,790万円を計上している。

平成26年度末の市債残高については、494億7,147万8千円で、平成25年度末の残高見込み（507億9,899万8千円）よりも13億2,752万円、2.6%減少するものと見込んでいる。

また、「地方債依存度」については、8.2%と、前年度の12.8%から4.6ポイント低下している。

歳入については、これらの他、国庫支出金が、市営住宅改善交付金や公営住宅建替交付金の増などにより、1億4,180万7千円、2.2%増の、65億8,276万6千円、県支出金は、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の増などにより、4億3,734万円、15.7%の増となる、32億2,835万円を計上している。

また、繰入金として、財政調整基金繰入金が、8億6,343万7千円の増、文化振興基金繰入金が7億5,776万9千円の減などにより、繰入金全体では、8,476万9千円、3.6%増の24億3,676万8千円を計上している。

歳出については、性質別に整理している。

まず、人件費については、対前年度比1億784万3千円、1.4%減の78億2,947万円となっている。

扶助費については、自立支援給付費などの増により、対前年度比1億3,823万4千円、1.3%増の104億6,612万5千円になっている。

次に、公債費については、対前年度比8,918万2千円、1.5%減の57億6,315万円となっている。

次に、普通建設事業については、対前年度比21億5,839万4千円、26.8%減の58億8,822万2千円となっている。

次に、繰出金については、公共下水道事業繰出金の増加などで、対前年度比1億5,765万9千円、3.0%増の54億5,992万4千円となっている。

経費別予算については、まず、経常経費については、対前年度比2億3,390万6千円、0.8%減の286億2,300万5千円、構成比は61.1%となっている。

次に、施策費については、対前年度比16億6,695万円、15.7%増の122億7,152万7千円、構成比は26.2%となっている。

次に、公共事業については、対前年度比23億511万8千円、41.8%減の32億953万6千円、構成比は6.9%となっている。

単独事業費については、対前年度比1億4,058万1千円、5.6%増の26億7,254万3千円、構成比は5.7%となっている。

次に、災害復旧費については、対前年度比263万3千円、6.2%減の3,966万7千円、構成比は0.1%となっている。

次に、議案第31号から議案第35号までの予算議案5件について説明する。

今回の補正予算の規模については、一般会計補正予算は、生活路線維持運行対策費等の施策費、公共事業、単独事業及び経常経費の過不足について予算措置するもので、3,437万6千円を減額し、補正後の予算総額を歳入、歳出それぞれ480億120万5千円とするものである。

これを前年度同期と比較すると、5億6,798万円、1.2%の減となっている。

特別会計については、渡海船事業特別会計など4つの特別会計の補正となっている。

一般会計補正予算の主な事業について説明する。

まず、施策事業では、「中小企業振興対策費」は、国庫補助事業である「商店街まちづくり事業」を活用した商店街の街路灯のLED化を進める事業等に対して、補助金を追加するものである。

「生活路線維持運行対策費」については、路線バスの運行実績がまとまり、補助金額が確定したことによる、補助金の追加である。

これらにより、施策事業費は、68万3千円の追加となっている。

次に、経常経費では、「公共施設整備基金積立金」については、市税収入の見込み増による増収分を積立するものである。

このほか、事業費の過不足清算などにより、経常経費は、1億3,478万6千円の追加となっている。

公共事業費及び単独事業費については、入札減少金による事業費の減額などの過不足清算により、公共事業費が9,750万6千円の減額、単独事業費が7,233万9千円の減額となっている。

これらを賄う財源は、財産収入、寄附金などの特定財源のほか、市税などを一般財源として充当し、国庫支出金、市債、財政調整基金繰入金などを減額するものである。

特別会計については、渡海船事業特別会計は、国庫支出金を財源充当するものである。

公共下水道事業特別会計は、長期債の利率確定による利子の減額などについて予算措置するもので、1,500万円を減額するものである。

国民健康保険事業特別会計については、給付費、償還金などの過不足清算について予算措置するもので、1億944万8千円を減額するものである。

<p>教育委員会 事務局長</p>	<p>介護保険事業特別会計については、介護保険システム改修費及び介護給付費準備基金についての利子積立金を予算措置するもので、235万7千円を追加するものである。</p> <p>2月補正予算の概要については、以上で、国の平成25年度補正予算による追加公共事業として内示・交付決定が予定されている事業に関して、現在追加補正予算の編成作業を行っているところである。</p> <p>これらについては、2月議会の最終日に追加提案する予定である。</p> <p>教育委員会からは、議案第10号「新居浜市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例」の制定について、説明する。</p> <p>改正の理由については、平成25年6月に第3次一括法が公布され、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、社会教育委員の委嘱の基準が文部科学省令で定める基準を参酌し、条例で定めることになったため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>改正の内容については、第2条において、委員は、文部科学省令で定める新基準に準じまして、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から新居浜市教育委員会が委嘱しようとするものである。</p> <p>また、委員定数については、これまで15人としているものを、すう勢に応じ柔軟な対応が可能となるように、15人以内に改正しようとするものである。</p> <p>なお、この条例は、社会教育法の改正が平成26年4月1日に施行に合わせ、同日から施行したいと考えている。</p>
<p>経済部長</p>	<p>経済部からは、議案第12号から第15号までの4件について、説明する。</p> <p>まず、議案第12号「新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例」の制定については、現行の中小企業振興条例は、本年3月31日をもって失効となるが、中小企業に対する補助制度の見直し等を行うとともに、平成28年度まで期間を延長することにより、中小企業の経営の安定、雇用の促進等を図ってまいりたいと考えている。</p> <p>改正の主な内容については、まず、第6条に「新事業の展開事業に対する補助」を新設するもので、中小企業者が競争力を強化するために、新たな取組みを実施したとき、事業可能性調査や市場調査等に要する費用に対し、補助しようとするものである。補助率は100分の50以内、補助限度額は100万円とするものである。</p> <p>次に、第7条については、産学連携の促進を図るため、共同研究事業の補助限度額を75万円から100万円に引き上げるものである。</p>

次に、第11条については、販路開拓支援を拡充するため、補助対象に「新居浜ものづくりブランド認定製品等」を追加し、補助限度額を50万円から100万円に引き上げるものである。

次に、第12条については、中小企業者の設備投資支援を拡充するため、補助限度額を100万円から200万円に引き上げるものである。

次に、第13条については、新卒者の市内企業への就職支援を図るため、市内高等学校や新居浜高専等の新卒者を雇用した場合には、「1人の雇用」であっても補助制度の対象とするものである。

なお、この条例は、附則第1項の改正規定を除き、平成26年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第13号「新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例」の制定については、現行の企業立地促進条例は、本年3月31日をもって失効となるが、企業立地に対する奨励措置の拡大や新たな奨励措置を設けるとともに、平成28年度まで期間を延長することにより、本市の産業の振興と雇用の拡大を図ってまいりたいと考えている。

改正の主な内容については、まず、第4条については、本市経済の持続的発展には、今後の社会経済情勢や本市の強みを活かした企業の立地や育成が重要であることから、新たな奨励措置として、成長分野促進奨励金を設けようとするものである。

また、低炭素型事業促進奨励金については、成長分野促進奨励金へ統合できること、環境保全施設等奨励金については、工場立地法に基づく市独自の準則を設けたこと等により廃止しようとするものがある。

次に、第11条については、単年度の奨励金交付額の限度を「5,000万円」から「1億円」に引き上げようとするものである。

次に、別表については、まず、企業立地促進奨励金については、4つの交付要件を2つにしようとするもので、「新規雇用従業員が20人（中小企業者にあつては10人）未満のとき」は、奨励金の額を「市が評価した額の100分の2.8以内の額」にするとともに、奨励金の限度額を「3億円」から「5億円」に改め、制度の拡大を行おうとするものである。

次に、今回新たに設けようとする成長分野促進奨励金については、交付要件としては、「規則で定める成長分野に関連する事業の展開に伴う企業の立地をしたとき」に奨励金を交付することとし、奨励金の額については、「市が評価した額の100分の2.8以内の額」、限度額を「2億円」にしようとするものである。

なお、成長分野については、「環境・エネルギー」、「先端部素材」、「医療・介護・健康」に関連する分野を想定している。

<p>水道局長</p>	<p>次に、雇用促進奨励金については、奨励金の限度額を「3,000万円」から「5,000万円」に引き上げ、制度の拡大を行おうとするものである。</p> <p>なお、この条例は、附則第1項の改正規定を除き、平成26年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案第14号「新居浜市ものづくり産業振興基金条例」の制定については、ものづくり産業の振興を図るために、ものづくり産業振興センターの設置や新居浜ものづくりブランドの認定等、各種施策を展開しているところで、今回、地元産業界から財政的支援に対する協力の申し出があったことから、ものづくり産業の振興を図るための事業実施に必要な財源に充てることを目的とした「ものづくり産業振興基金」を設置しようとするものである。</p> <p>条例の内容としては、第1条の設置目的から第7条の条例の施行に関する必要な事項の委任についてそれぞれ定めるものである。</p> <p>なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>議案第17号「新居浜市水道事業等の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例」及び予算議案について説明する。</p> <p>地方公営企業の会計制度については、その経営の自由度を拡大させること、及び財務実体を民間企業並みに明確にすることを目的として、平成23年5月、第1次一括法による地方公営企業法の一部改正等により、大幅な見直しが行われている。</p> <p>この会計制度の改正内容は、「資本制度の見直し」、「会計基準の見直し」等に大別されており、そのうち、利益及び資本剰余金の処分、欠損の処理等、「資本制度の見直し」に関する部分については、平成24年4月1日から施行されているところである。</p> <p>本議案は、会計制度の見直しのうち、「会計基準の見直し」に伴う減債積立金使用額等の資本金への組入れに関する事項を始め、「資本制度の見直し」に伴う利益及び資本剰余金の処分、欠損の処理等、これまで決算の認定に併せて議決を受けていた事項について、条例で定めようとするものである。</p> <p>条例の内容については、第1条は、条例の目的、第2条は、利益の処分の方法及び積立金の取崩し、第3条は、資本剰余金の処分等、第4条は、欠損の処理についてそれぞれ定めている。</p> <p>なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、議案第29号、平成26年度新居浜市水道事業会計予算については、業務の予定量は、給水戸数が、平成25年度末推計値から311戸増の54,095戸、年間給水量は、前年度比1.5%増となる年間約1,402万³m、年間水道料金収入も、2.6%増の16億5,947万8千円、建設改良事業</p>
-------------	---

費は、前年度比24.4%減の14億8,214万5千円を予定している。

重点項目としては、

1. 配水池等整備事業として新山根配水池整備に総額4億6,340万円、金子山配水池、滝の宮送水場整備に関する設計業務委託に3,900万円。

2. 配水管等整備事業として、11号バイパス関係や下水道関連に伴う配水管の布設替など、配水管等更新・耐震化工事及び平成24年度に導入した管路台帳システムを活用して管路更新計画策定の委託など6億1,810万円を計上している。

次に、25・26年度企業会計予算対比では、水道事業会計の、「収益的収入及び支出」については、事業収益が47億3,307万3千円に対して、経営に要する事業費用は19億2,170万4千円となっており、昨年度と比較して、事業収益及び事業費用共に大幅に予算額が増加している。この要因については、議案第17号で説明した地方公営企業の会計制度の改正によるもので、資本剰余金として計上していた、国・県・工事負担金・受贈財産評価額等が制度改正により、繰延収益として整理されたものである。この結果、経過年数に応じ年度毎に順次収益化していくものが、制度改正初年度である今年については、特別利益として一度に収益化しなければならなかったため、みかけ上の収益が大幅に増加している。一方、歳出についても、今回の制度改正で計上することが義務付けられた、退職給付引当金・賞与引当金・貸倒引当金などの各種引当金について、特別損失として一度に計上したため、予算額が増加している。

「資本的収入および支出」については、企業債、分担金など6億2,262万3千円の収入に対し、支出は、建設改良費、企業債償還金の18億650万3千円で、差引11億8,388万円の不足を損益勘定留保資金等で補てんするものである。

水道事業会計全体としては、支出ベースで、37億2,820万7千円となっている。

続いて、議案第30号、平成26年度新居浜市工業用水道事業会計予算については、工業用水道事業会計の、「業務の予定量」は、前年度と同様に、住友企業3事業所への、年間1,573万3,600m³としており、建設改良事業（施設整備計画）は1億4,570万5千円を予定している。

重点項目は、新田橋架け替えに伴う関連工事や水管橋の防食工事に5,505万5千円、工業用水道更新のための基本計画策定委託に2,349万6千円を予定している。

次に、25・26年度企業会計予算対比では、工業用水道事業会計の、「収益的収入及び支出」については、事業収益2億9,412万9千円、事業費用2億6,317万2千円で、こちらも水道事業会計と同様に、制度改正により大

<p>福祉部長</p>	<p>幅に予算額が増加している。</p> <p>「資本的収支」については、収入として企業債7千万円他の8,998万円で、支出は建設改良費等の1億5,250万8千円で、差引不足額6,252万8千円を、損益勘定留保資金等で補てんするものである。</p> <p>工業用水事業会計全体としては、支出ベースで、4億1,568万円となり、企業会計全体では、同じく支出ベースで41億4,388万7千円となっている。</p> <p>福祉部からは、追加提出予定の2件について説明する。</p> <p>まず、専決処分の報告については、損害賠償の額の決定についてで、1月17日午後4時30分頃、市役所第2駐車場において、公用車が駐車しようとして後進した際、駐車中の普通自動車と接触し、損傷した事故に係る損害賠償の額を決定することを、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するもので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p> <p>次に、「市有財産の無償譲渡」については、平成24年12月の市議会定例会において、新居浜市立くすのき園を平成26年3月31日限り廃止し、民間移管するための「新居浜市立障害者支援施設設置及び管理条例を廃止する条例」が可決され、同年4月1日から施行されることに伴い、くすのき園の建物を、同日をもって移管先法人に対し、無償で譲渡しようとするものである。</p> <p>まず、譲渡する建物は、鉄筋コンクリート造陸屋根・スレートぶき2階建の養護所、鉄筋コンクリート造鋼板ぶき平家建の倉庫等で、附帯する設備等を含んでおり、これらの建物は、平成6年2月以降に建築したもので、固定資産税の仮評価額にすると、養護所が約1億2,804万円、倉庫が2棟で約335万円、作業所が2棟で約978万円、物置が約9万円となる。</p> <p>また、くすのき園の敷地、約7,542平方メートルの土地については、「新居浜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第4条第1号の規定により無償で貸与し、備品等の物品については、同条例第6条第1号の規定により無償で譲渡したいと考えている。</p> <p>次に、譲渡の相手方は、くすのき園の民営化に伴い、平成25年1月に移管先となる法人を公募し、同年2月に開催した「新居浜市立障害者支援施設移管先事業者選定委員会」における審査により、移管先事業者の候補者として選定された「社会福祉法人わかば会」で、現在、指定管理者として、くすのき園を運営しているところである。</p> <p>最後に、無償譲渡に当っては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する障害者支援施設の用途に供することを条件として、当該用途に供しなくなったときは、原状に回復し、本市に返</p>
-------------	---

	<p>還すること等を内容とする市有財産譲与契約を、また、土地についても、市有財産使用貸借契約をそれぞれ締結し、市民の大切な財産を、良質な障害福祉サービスの提供と安定した施設運営のために、継続して障害福祉の業務の用に供する財産として使用していただくこととしている。</p> <p>なお、この議案については、議会初日に上程できるよう準備をすすめてきたが、平成22年建設の作業所の建設のために充当した「きめ細かな交付金」につきまして、現在、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（以下「適化法」という。）による財産処分の承認手続中のため、追加議案として上程することとしている。</p>
市 長	<p>管理職手当の改定は規則の改定か。</p>
総務部長	<p>管理職手当の改正は、規則の改正にとどまるもので、現在、ご存じのように55歳を超える職員は、昇給停止あるいは、給料1.5%カットなど、厳しい状態が続いているが、責任だけが重くなる管理職となっており、今後の士気高揚や、誰もが管理職を目指したいと思えるよう、組織活力の向上を図るため、管理職手当を改正するものである。</p> <p>改正の内容としては、類似都市の例も参考に、部長級については「70,500円」を「88,000円」に、次長級については「57,800円」を「66,000円」、課長級については、「50,500円」を「57,000円」に、主技幹級については「45,800円」を「47,000円」に改正するものである。副課長級については、他市と比較しても、低い状況ではないため「39,500円」を据え置くものである。</p>
市 長	<p>次に、「市税の歳入見込みについて」総務部から説明をお願いします。</p>
総務部長	<p>それでは、市税の歳入見通しについて説明する。</p> <p>平成24年度の市税については、景気の後退を受け、調定額が約195億2,300万円、収入額が約185億5,700万円と、前年より約3億9,500万円のマイナスである。</p> <p>平成25年度は、アメリカ経済の復調及び東南アジア経済の成長により、輸出企業を中心に国内経済も上向き始めているが、地方及び中小企業への波及効果はいまだ進展していないため、法人市民税の税収が減少している。</p> <p>また、固定資産税の税収はやや回復傾向にあるものの、宅地の評価額の下落及び減価償却による減額等により、落ち込んでいるが、都市計画税については、課税区域拡大により増収が見込まれている。</p>

このようなことから、平成25年度決算見込額の合計欄にあるとおり、調定額ベースで約195億7,900万円、収入額ベースでは約187億1,000万円を見込んでおり、平成24年度決算額と比較して、調定額で約5千500万円、収入額で約1億5,200万円の増収となる見込みとなっている。

次に、平成26年度の税収見込みについては、消費税増税による景気の下振れ懸念及び株式・為替市場の変動など、景気の先ゆきが不透明なことから、法人市民税が落ち込むものと懸念している。

このようなことから、調定額で約189億8,800万円、収入額で約182億6,400万円を見込んでおり、平成25年度決算見込額と比較しても、調定額で約5億9,000万円、収入額では約4億4,500万円の減収となる見込みである。

それでは、税目毎に現年度課税分について、平成25年度、26年度の調定額ベースでの見込みの概要を説明する。

なお、見込額算定における前提条件として、このほど発表されました平成26年度税制改正大綱（案）に基づく税制改正を織り込んで、見込額を算定している。

まず、個人市民税については、平成25年度は、税制面では退職所得に係る税額控除の廃止が施行されたものの税収に大きく影響する改正はなく、調定見込額は平成24年度決算額に対し、ほぼ同額の約55億7,900万円になると見込んでいる。

平成26年度は、税制面での大きな改正として、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、均等割税額の改正及び給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除の改正が行われ、一方所得については、国内経済も上向き始めたものの、地方及び中小企業への波及効果はいまだ進展していないことから、引き続き給与所得や営業所得等の足踏み状態が見込まれ、所得推計にあたり平成25年の春闘・各経済研究所の賞与等の統計資料などを加味した結果、個人市民税は25年度決算調定見込額の約0.3%減の約55億6,400万円を見込んでいる。

次に、法人市民税については、平成24年度に法人税率を、現行30%から25.5%に引き下げる改正が行われ、平成25年度からその影響を受けている。

平成25年度は、円安や日銀の大胆な金融政策などを背景に株価も上昇を見せたことから、一部企業において業績の回復が見られたが、多くの企業では波及効果が未だ現れず昨年同様厳しい業績が続いており、法人市民税の減税もあって法人市民税の税収は減少しており、平成24年度決算調定額の約2.9%減の約20億4,200万円を見込んでいる。

平成26年度の見通しとしては、平成26年4月に予定されている消費税率の引き上げにより景気回復が腰折れする懸念もあり、インドの景気減速など、世界経済をけん引してきた新興国の経済状況にも変化が表れ始めていることから楽観視できる状況にないため、法人市民税額の調定見込額としては、平成25年度決算調定見込額の約23.4%減の約15億6,500万円を見込んでいる。

法人市民税の特に法人税割額については、景気動向、企業業績により大きく変動し、税収を大きく左右するものとなっている。

まず、住友3社の法人税割調定額については、平成25年度実績では大幅に増加しているが、平成26年度の税収見込み調査の回答によると、税額が減少する見込となっている。

また、住友関連各社への見込調査においては、減少見込の回答が大半を占めている。

なお、その他の主要企業においては、同様の調査を行ったところ、経済情勢回復の影響が見られる業種もあり、本年度より調定額が増加する傾向であることから、見込数値として約10%増で算定している。

このようなことから、平成26年度の法人市民税税割額の調定見込額は、約12億3,300万円となり、厳しい見込みとなっている。

次に、軽自動車税は、平成25年度は、引き続き税率の高い軽四乗用車がわずかに増加する見込みのため、24年度決算調定額の約2.16%増の約2億7,700万円。

また、平成26年度についても、平成25年度決算調定見込額の約2.13%増の約2億8,300万円を見込んでいる。

次に、たばこ税については、平成25年度は東日本大震災による出荷停止等の影響が解消されたものの禁煙志向の強まりによる減少から、売上本数は前年比約0.7%減の約1億8,200万本となる見込みである。調定額は、平成25年4月1日から県のたばこ税の一部が市たばこ税に移譲されたことから、24年度決算額の約12%増の約9億2,000万円を見込んでいる。

平成26年度は、公共施設や交通機関、飲食店での一層の禁煙推進や喫煙者数の減少など、消費本数がさらに減少すると予想されることから調定額は、平成25年度決算見込額の約5.0%減の約8億7,400万円を見込んでいる。

次に、入湯税は、納税者が市内に1社であり平成25年度見込額約47万円、平成26年度見込みは、約43万円としている。

次に、固定資産税については、平成26年度税制改正大綱（案）において税額に影響する大幅な見直しはなく、平成26年度調定見込額は、総額で約87億7,700万円を、収入見込額は約86億8,000万円を見込んでいる。

まず、土地については、地価が平成5年以降連続して下落しており、平成25年度地価公示の全用途評価変動率はマイナス2.1%(24年度はマイナス2.9%)と下落幅はやや縮小しているものの下落していることから、平成25年度決算調定見込額から0.49%減の約31億4,000万円と見込んでいます。

次に、家屋については、平成25年中の新增築、滅失家屋の調査の結果、平成25年度決算調定見込額から3.35%増の約31億3,200万円と見込んでいます。

償却資産については、住友関連企業等への調査の結果、減価償却等による税額の減少を維持する程度の設備投資しか期待されず、平成25年度決算調定見込額から0.27%増の約25億300万円と見込んでいます。

次に、都市計画税の平成26年度調定見込額は、総額で約11億8,100万円を、収入見込額は、約11億6,800万円を見込んでいます。固定資産税と同様の増減が見込まれるが、平成25年度決算調定見込額から、土地については、0.85%減の約6億5,100万円、家屋については、3.06%増の約5億3,000万円と見込んでいます。

最後に、徴収率設定については、今まで調定額ベースで説明したが、調定見込み額に徴収率見込みを乗じた収入見込み額が実際の税収見込みとなる。現時点での徴収率を基準に、税目ごとの徴収率を予測し、設定している。

平成25年度については、資料の決算見込額の率の欄ですが、現年課税分は、現時点での各税目において大きな変動が無く、多少の増減はあるものの前年度と同率の98.80%を見込んでいます。

また、滞納繰越分については、11月末時点での昨年度比は個人市民税が2.73%の増、法人市民税が0.75%の減、固定資産税が5.72%の増、軽自動車税が1.15%の増、合計3.87%の増で、引き続き徴収強化を進めることから滞納繰越分の徴収率を昨年度比で1.11%増の27.81%に、市税全体の徴収率としては、昨年度比で0.52%増の95.57%を見込んでいます。

平成26年度については、平成25年度決算見込みを基準に税目ごとに予測した徴収率から算出したしている。引き続き徴収強化を進めて行くことから、98.83%と見込んでいます。

また、滞納繰越分については、差押や差押物件の公売実施等、更なる徴収強化を目指すため30.16%と見込み、全体では96.19%を見込んでいます。

収入額ベースでは、平成25年度収入額は、現年課税分の都市計画税の課税区域の拡大があったことなどから、昨年度比約1億7,600万円の増額となる見込みで、滞納繰越分を含めた市税全体では、昨年度比約1億5,300万

<p>出納室長</p> <p>総務部長</p> <p>市長</p>	<p>円増の約187億1,000万円を見込んでいる。</p> <p>平成26年度収入額は、現年課税分については、法人市民税が調定額の減額に伴い約4億1,800万円の減額となり、全体では約180億4,400万円の見込みとなっており、滞納繰越分を含めると、平成25年度収入見込額に比べ約4億4,600万円減額の約182億6,400万円の見込みである。</p> <p>平成26年度の市県民税の普通徴収は、この金額の中でどれくらいを占めるのか。というのは、収納代理の関係で、収納手数料を支払う必要があるが、前納報奨金が廃止になると4回分けて支払う方が増えることが想定され、資金不足が生じる可能性がある。</p> <p>現在、資料はないので、後ほど、件数等確認し、連絡する。</p> <p>次の議題の「平成26年度施政方針（案）について」施政方針の概要版は、既に皆さんに見ていただいているので、これで決定したいと思います。</p> <p>本日の議題は以上です。</p>
<p>連絡事項</p> <p>「平成26年度定員管理計画について」</p>	
<p>総務部長</p>	<p>平成26年度の定員管理計画について説明する。</p> <p>平成26年4月1日の職員数は、894人を予定している。この人数は、平成25年度当初の894人と同数で増減なしとなっている。内訳としては、退職者が定年退職をはじめ勧奨・自己都合などの退職予定を含め32人に対して、本年4月1日の新規採用が28人、新規のフルタイム再任用が4人となっている。平成26年度の定員管理については、第五次長期総合計画として予定している事業の着実な達成、法令改正に伴う事務事業、愛媛国体に向けた体制整備など、各部局における行政需要に適切に対応できるよう、限られた人員の中で考慮した。</p> <p>平成26年度の定員管理では、各部局から42人の増員要望があったが、一部の課所での増員しか出来ていない状況になっている。これは、予定外の退職、新規採用職員の採用辞退などが要因としてあるが、その対応として、再任用短時間職員や臨時職員等を有効配置することにより、適切な業務遂行を図ることとしている。</p> <p>それでは、部局ごとに変更のあった課所について説明するが、各部局長においては、限られた人材を、より効果効率的に活用していただくようお願いいたします。</p>

<p>市長</p>	<p>まず、企画部については、総合文化施設準備室に施設の供用開始に向けて1人の増員、新たな組織としての国体推進室には3人の職員を配置する。</p> <p>総務部については、人事課に休職者の人事課付けに伴う1人の増員、収税課が滞納整理機構への派遣終了に伴い1人の減員とする。</p> <p>福祉部については、「健康長寿施策」を担当する部付次長を1人配置、児童福祉課から名称変更となる子育て支援課は、子育て新支援制度への移行業務に対応するため1人の増員とする。</p> <p>市民部については、人権擁護課が1人の定員減、市民課はワンストップサービスの検討に合わせて2人の減員、上部支所も同様に1人の減員、防災安全課が南海トラフ地震関係の業務に対応するため1人の増員とする。</p> <p>環境部については、下水道建設課はポンプ場改築更新等への対応のため1人の増員、環境施設課の衛生センターに欠員補充として1人の増員とする。</p> <p>経済部については、職員数の増減はありません。</p> <p>建設部については、都市計画課が区画整理課の廃課及び駅周辺整備事業等へ対応するため4人の増員、用地課は1人の定員減とする。なお、区画整理課は、都市計画課への係としての移行に伴い0人とする。</p> <p>教育委員会については、スポーツ文化課が国体準備係の廃止に伴い1人の減員、幼稚園がクラス担任の正規化により1人の増員、小学校が調理員の不補充により1人の減員とする。</p> <p>消防本部については、総数での職員数の増減はありません。</p> <p>水道局については、職員数の増減はありません。</p> <p>また、出納室、議会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、港務局及び土地開発公社についても、職員数の増減はありません。</p> <p>以上説明したが、予定外退職等により正規職員の配置が変更される場合もある。</p> <p>また、不明な点は、人事課へ問い合わせをお願いします。</p> <p>なお、部局内での課の人員は、部局長の権限で変更して構いませんが、変更内容を人事課へ文書で2月20日までに提出をお願いします。庁議終了後、各部局長には全体の定員管理計画をメールで送付するが、他部局の分については、取り扱いに注意をお願いします。</p> <p>総務部長からも説明があったが、予定外の退職者が増えたこと、また、予定外の新規採用辞退者が出たことなど、結果的に前年から増なしいう形になり、各部局からの要望にお応えできず大変だと思うが、来年1年何とか乗り切っていただきたい。来年度の職員採用については、もう少しゆとりを持って対応し</p>
-----------	--

副市長	<p>たいと考えている。</p> <p>他に連絡事項はないか。</p> <p>休会中の常任委員会における案件の取扱いについて、今回1月の常任委員会の案件に、当初予算に上がる予定の内容についての項目があった。今後、そういった項目については、議会の方に、「今の段階ではお答えできません。」とお断りをするよう、今後の休会中の常任委員会の対応についてお願いします。</p>
市長	<p>他にないようなら、これで第8回庁議を終了する。</p>